



第3期

寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

（町民意見の公募）

（意見募集期間）

令和6年11月1日(金) ～ 12月1日(日)まで

「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）」

に対する皆さんからのご意見をお待ちしています。

町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和4年度に教育・保育施設の見込量及び確保提供量を変更する中間年の見直しを行いながら、様々な事業を推進してきました。今年度、さらなる子育て環境の充実を図るため、第2期計画の昨年度までの部分に対する検証結果や子育て世帯に対するニーズ調査の結果を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

このたび実施するパブリックコメントは、「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画」の内容をまとめた計画（案）について、みなさんのご意見をお伺いするものです。

◆計画の概要◆

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画で、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や小規模保育事業など「地域型保育事業」、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや、これらの提供体制の確保の内容及び実施時期を定めるものです。

また、第2期計画に引き続き「寒川町次世代育成支援対策行動計画」も兼ねており、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」の基本理念のもとに、町全体での子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

このほか、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」や令和6年9月25日に改正されたこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」についての市町村計画としての内容を盛り込んでいます。

◆施策の推進◆

「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」の基本理念のもとに5つの基本目標を掲げています。その目標を実現するための施策の方向性を掲げ、そこに全部で90の事業を位置付けています。これらの事業を着実に実施し、施策の推進を図ることにより、まち全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

※より詳しい内容は裏面参照のうえ全体資料を御覧ください。

資料全編の閲覧方法

「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからも御覧いただけます。

寒川町 第3期子ども・子育て計画 で検索



◆<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら

※次の場所で資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎1階 子育て支援課・子育て支援センター・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)・北部公民館・南部公民館・健康管理センター・寒川町民センター及びセンター分室・寒川総合図書館・木島医院・高山産婦人科内科・玉井小児科・林こどもクリニック
- ・寒川こどもとアレルギーのクリニック・町内各保育園等・町内各幼稚園・町内各認定こども園・町内各児童クラブ

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。
また、個別の回答はいたしませんので御了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「寒川町個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町役場
学び育成部 子育て支援課子ども家庭担当

住所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線161

FAX 0467-74-5613

「高座」のころ。

高座郡さむかわ

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ①郵送：左下の問合わせ先へ郵送願います
- ②FAX：0467-74-5613
- ③メール：kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp



▶メール二次元コードはこちら

- ④担当課（問合わせ先）へ持参
または各施設の回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで

(記入事項)

以下の項目をご記入ください。意見書の様式は、書面・メールとも任意で構いません。

- ①氏名
- ②住所（町外在住の場合は勤務先・通学先を併せて記入願います。）
- ③「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）」へのご意見

募集期間

令和6年11月1日（金）～12月1日（日）



資料 2

概 要 版

第 3 期 寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月



計画の概要

●計画策定の趣旨●

子ども・子育て新制度が開始された平成 27 年度以降、平成 28 年には子ども・子育て支援法と児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われ、令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童の躰での体罰が禁止されました。更に、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年 12 月にはこども大綱が閣議決定されました。

本町においては、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組むため、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)」を策定しました。

全国的に人口減少社会を迎えているなかで、令和4年には統計を始めた明治 32 年以降で初めて国内の出生数が 80 万人を割り込み 77 万人となりました。さらに令和5年には合計特殊出生率は更に低下し 1.20 と過去最低となり、人口置換水準の 2.07 を大きく下回り人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。このような状況の中で、本町の人口はほぼ横ばいで推移しています。

「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」は、これらの子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などすべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

●計画の位置づけ●

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるもので、第2期計画に引き続き次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を包含するとともに、放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日発出)に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての内容も包含するものです。

●計画の期間●

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うことが見込まれます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3期計画					第4期計画
		中間評価		計画改訂	

計画の基本的な考え方

●基本理念●

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

町では、これまで「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、町全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の策定時からの、町が子ども・子育て支援に取り組むにあたっての一貫した姿勢です。そしてこの基本理念では子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、「寒川町で子どもを産み、育てたい」と思えるような、笑顔で支えあう町を実現したいという願いが込められています。

社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により子育ての負担や不安、孤立感の高まりや少子化により、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本計画においてもこの基本理念を継承し、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

●基本的な視点●

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。これらの取組については、こども基本法第3条の基本理念のほか、こども大綱における次の各項目の記述を踏まえることが重要です。

- 1 第2 こども施策に関する基本的な方針
- 2 第3 こども政策に関する重要事項
 - 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)
 - 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
- 3 第4 こども政策を推進するために必要な事項
 - 1 こども・若者の社会参画・意見反映
 - (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
 - 2 こども施策の共通の基盤となる取組
 - (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
 - (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

施策の推進

●基本目標1 子育て家庭の支援●

▷施策の基本的方向 (1)地域での子育て家庭の支援

1	児童クラブ運営事業	13	子育て支援相談事業
2	保育所運営事業(通常保育事業)	14	育児相談事業
3	延長保育事業	15	子育て世帯訪問支援事業
4	一時預かり事業(幼稚園型)	16	利用者支援事業(基本型)
5	一時保育事業(幼稚園型を除く)	17	利用者支援事業(特定型)
6	子育て支援センター事業	18	利用者支援事業(地域子育て相談機関)
7	ファミリー・サポート・センター事業	19	寒川総合体育館運営管理事業
8	民生委員児童委員活動事業	20	青少年育成事業
9	日中一時支援事業	21	子ども情報紙発行
10	養育支援訪問事業	22	町営プール運営管理事業
11	地域子育て環境づくり支援事業	23	学校開放事業
12	親子関係形成支援事業	24	公民館講座開催事業

▷施策の基本的方向 (2)仕事と子育ての両立

25	男女共同参画推進事業	26	ハローワーク求人情報の提供
----	------------	----	---------------

▷施策の基本的方向 (3)子育て家庭への経済的支援の充実

27	就学援助等事業(小学校・中学校)	31	出産育児一時金の支給
28	児童手当	32	幼児教育・保育の無償化事業
29	小児医療費助成事業	33	生活保護制度
30	小児慢性特定疾病医療費助成	34	生活困窮者自立相談支援事業

●基本目標2 母子の健康の確保と増進●

▷施策の基本的方向 (1)母と子の健康づくり

35	利用者支援事業(こども家庭センター型)	41	食育教室
36	母子健康教育事業	42	食生活改善推進事業
37	母子健康相談事業	43	学校教育における食育の推進
38	母子健康診査事業	44	思春期の保健対策の強化
39	母子訪問指導事業	45	不育症治療費補助事業
40	乳児家庭全戸訪問事業		

▷施策の基本的方向 (2)保健医療の充実

46 初期救急医療確保対策事業

47 母子予防接種事業

●基本目標3 教育環境の整備●

▷施策の基本的方向 (1)学校教育の充実

48 「生きる力」の育成事業(小学校・中学校)

50 教職員の資質向上事業

49 教育相談事業

▷施策の基本的方向 (2)幼児教育の充実

51 子ども読書ふれあい事業

52 子育て支援センター事業(6 再掲)

▷施策の基本的方向 (3)家庭や地域の教育力の向上

53 公民館講座開催事業(24 再掲)

55 さむかわゆうゆう学園事業

54 青少年指導員活動事業

●基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備●

▷施策の基本的方向 (1)バリアフリーのまちづくり

56 公共施設バリアフリー化の情報提供

57 道路歩道等整備事業

▷施策の基本的方向 (2)安全・安心まちづくり

58 住環境整備推進事業

63 防犯灯整備事業

59 公共交通充実促進事業

64 薬物乱用防止啓発事業

60 安全・安心パトロール活動の推進

65 教育相談事業(49 再掲)

61 交通安全活動事業

66 子育て支援相談事業(13 再掲)

62 防犯対策推進事業(小学校)

67 犯罪被害者等見舞金支給事業

▷施策の基本的方向 (3)子どもの遊び場の確保

68 ふれあい塾運営事業

71 公園整備等事業

69 新・放課後子ども総合プラン推進事業

72 児童遊び場の整備

70 子育て支援センター事業(6 再掲)

73 広場等の整備

●基本目標5 要支援家庭への取り組み●

▷施策の基本的方向 (1)児童虐待の防止

74	児童虐待防止のネットワーク事業	76	養育支援訪問事業(10 再掲)
75	子育て支援センター事業(6 再掲)	77	子育て支援相談事業(13 再掲)

▷施策の基本的方向 (2)ひとり親家庭への支援

78	児童扶養手当	81	ファミリー・サポート・センター事業(7 再掲)
79	ひとり親家庭等医療費助成事業	82	母子父子家庭支援相談会
80	各種制度・講座等の情報提供		

▷施策の基本的方向 (3)障がい児施策の充実

83	重度障害者等医療費助成事業	87	母子健康診査事業(38 再掲)
84	障害児福祉手当	88	児童発達支援事業
85	特別児童扶養手当	89	特別支援教育推進事業(小学校・中学校)
86	子育て支援相談事業(13 再掲)	90	インクルーシブ教育の推進

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

●認定区分●

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童(保育の必要性なし)
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童(保育を必要とする子ども)
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童(保育を必要とする子ども)

●量の見込みと確保の内容●

計画初年度及び計画最終年度の量の見込みと確保の内容は次のとおりです。

単位:人

令和7年度	㊤ 量の見込み	確保の内容						㊤計	㊤-㊤
		幼稚園	認可 保育所	認定 こども園	地域型 保育事業	家庭的 保育事業	㊤計		
1号認定	486	252		481			733	247	
2号認定	529	52	378	137			567	41	
3号認定(0歳)	41		28	6	6	1	41	0	
3号認定(1歳)	165		104	22	14	2	142	▲23	
3号認定(2歳)	174		120	26	18	2	166	▲8	
合計	1,395	304	630	672	38	5	1,649	254	



令和11年度	㊤ 量の見込み	確保の内容						㊤計	㊤-㊤
		幼稚園	認可 保育所	認定 こども園	地域型 保育事業	家庭的 保育事業	㊤計		
1号認定	449	252		481			733	284	
2号認定	490	52	377	137			566	77	
3号認定(0歳)	37		24	6	6	1	37	0	
3号認定(1歳)	147		109	22	14	2	147	0	
3号認定(2歳)	156		120	26	18	2	166	10	
合計	1,279	304	630	672	38	5	1,649	370	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の实情に応じて実施する事業で、本町では次の事業を実施します。

事業	項目	単位	令和7年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み	か所	4	7
	確保の内容		4	7
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人(延)	8,911	10,424
	確保の内容		8,911	10,424
妊婦健康診査事業	量の見込み	人(延)	3,516	3,174
	確保の内容		3,516	3,174
産後ケア事業	量の見込み	人(延)	411	566
	確保の内容		411	566
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	人	293	264
	確保の内容		293	264
養育支援訪問事業	量の見込み	人	26	26
	確保の内容		26	26
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	量の見込み	人(延)	1,408	1,277
	確保の内容		1,408	1,277
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	人(延)	17,200	17,200
	確保の内容		17,200	17,200
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	人(延)	1,252	1,158
	確保の内容		1,252	1,158
延長保育事業	量の見込み	人	400	400
	確保の内容		400	400
病児・病後児保育事業	量の見込み	人	202	184
	確保の内容		0	576
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	量の見込み	人	335	375
	確保の内容		350	375
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	人(延)	100	100
	確保の内容		100	100
親子関係形成支援事業	量の見込み	人(延)	24	24
	確保の内容		24	24

第3期 寒川町子ども・子育て支援事業計画

発行:寒川町 子育て支援課

発行年月日:令和7年3月(予定)

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL:(0467)74-1111 FAX:(0467)74-5613

ホームページ:<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

